ノムラ日本株戦略ファンド ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド 投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ノムラ日本株戦略ファンド」(以下「当ファンド」という場合があります。)および当ファンドが主要投資対象とする「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」(以下「マザーファンド」という場合があります。)につきまして、下記の通り投資信託約款(以下「約款」といいます。)を変更(以下「約款変更」といいます。)することを、受益者の皆様に対して、ご提案いたします。

ご提案する「ノムラ日本株戦略ファンド」および「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」における 約款変更(以下「本約款変更」といいます。)の一部は、商品としての同一性を失わせることとなる変更にあ たり、重大な約款変更に該当するため、投資信託及び投資法人に関する法律*(以下「投信法」といいます。) の規定に基づき、異議申立の手続きが必要となります。

なお、マザーファンドを主要投資対象とする「ノムラ日本株戦略ファンド (確定拠出年金向け)」(以下「他ファンド」といいます。)においても同時に、当ファンドと同様に運用方針等の変更に係る異議申立の手続きを行なっております。「ノムラ日本株戦略ファンド」の約款変更の異議申立の手続きとは互いに独立しておりますが、それぞれの異議申立の手続きの結果、マザーファンドを主要投資対象とするいずれかのファンドにおいて約款変更が成立しなかった場合は、ご提案の本約款変更は行ないません。

このお知らせは、投信法 a)の規定に基づき、本約款変更にご異議を申し立てることのできる受益者の皆様にお送りしております。当書面をお読みいただき、本約款変更につきご異議のある受益者の皆様におかれましては、本約款変更に対する異議および必要事項を、「4.(3)異議申立の手続きについて」の記載内容にしたがい郵便はがき等の書面にご記入のうえ、ご郵送くださいますようお願い申し上げます。 <u>なお、本約款</u>変更にご同意いただける受益者の皆様は、特別な手続きは必要ありません。

*「ノムラ日本株戦略ファンド」および「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」は信託法の施行日(平成19年9月30日)前に信託されたものであり、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「信託法整備法」といいます。)第2条の規定により、平成19年9月30日以降についても信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法に基づく重大な約款変更の手続きが適用されます。

a):投信法第 30 条

謹白

1. 本お知らせの概略

1) 受益者の皆様へのご提案内容について

ご投資いただいている「ノムラ日本株戦略ファンド」においてはファンド設定来、運用改善の取り組みを続けて参りましたが、パフォーマンスは低位な状態が継続しております。つきましては、お客様に十分な付加価値を提供出来ていない状況を解消するため、運用の基本方針等の商品性を変更する約款変更を行なうことをご提案いたします。

併せて、重大な約款変更の手続き等における受益者の権利行使の手続きを合理化することを目的として、 適用する信託法を変更することをご提案いたします。

2) ご提案する約款変更について

●ファンドの品質改善に向けた商品性の見直しを目的とした約款変更

①当ファンドの運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものへ変更

パフォーマンスの改善を図るため、当ファンドおよび当ファンドが投資する「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」の運用方針を、日本株式の幅広い銘柄を投資対象とし、特定の運用スタイルに立脚しない戦略で運用される「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものとする約款変更を行ないます。

- ※「ノムラ・ジャパン・オープン」の運用方針については、後述の運用方針等の比較表等をご参照ください。
- ※運用方針変更完了後、「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」は「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」と併合を実施予定です。

また、運用方針の変更に付随して以下の約款変更を行ないます。

- ・ファンド名称を「野村国内株式アクティブオープン」へ変更
- ・信託報酬を総額 1.90% (税抜) から総額 1.52% (税抜) に引き下げ
- ・決算日を2月および8月の27日に変更

●重大な約款変更の手続き等の合理化を目的とした約款変更

②適用する信託法を旧法(信託法(大正 11 年法律第 62 号))から新法(信託法(平成 18 年法律第 108 号))に変更

今後の重大な約款変更の手続きが異議申立て手続きから書面決議によるものに変更となります。 ※いずれも受益者の皆様の保有する受益権、口数、課税上の取り扱いには影響ありません。

3) 受益者の皆様にお願いしたいこと

上記約款変更①および②について、それぞれ賛成もしくは反対のご判断をお願いします。

- ・約款変更に賛成の場合 → 特別なお手続きは必要ありません
- 約款変更に反対の場合 → 書面をもってご異議のお申し立てができます

異議申立された受益権の合計口数が、総口数の2分の1を超えない場合、約款変更が可決されます。

4) 約款変更が可決された場合、約款変更が否決された場合について

ご提案が可決されれば、2025年6月19日付で約款変更が適用され、マザーファンドにおいて、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」とほぼ同一の運用となるよう銘柄の入れ替えを順次行ないます。加えて、当ファンドのファンド名称および決算日が変更となり信託報酬が引き下げられます。

一方、ご提案が否決された場合は、ノムラ日本株戦略ファンドとして運用が継続されます。

2. 約款変更の内容

当ファンドは「ノムラ日本株戦略ファンドマザーファンド」を通じて、わが国の株式に投資を行なっております。



①当ファンドの運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものへ変更

「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」の運用の基本方針を「ノムラ・ジャパン・オープン マザ

ーファンド」と同一のものとし、「ノムラ日本株戦略ファンド」においても、マザーファンドの運用方針の変更に合わせて運用方針を変更する約款変更を行なうことをご提案いたします。加えて、運用方針の変更完了後に「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」を消滅ファンド、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を存続ファンドとするマザーファンドのファンド併合を行なう予定です。

運用方針等の比較表 (概要)

(xxxx 年 xx 月末現在)

	変更後	変更前
投資対象とする	ノムラ・ジャパン・オープン	ノムラ日本株戦略ファンド
マザーファンド名	マザーファンド	マザーファンド
主要投資対象	わが国の株式	わが国の株式
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
	投資対象銘柄の中から、株価の割安性	投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大
	をベースに企業の収益性、成長性、安定	中型グロース」「小型ブレンド」の3つ
	性等を総合的に勘案して銘柄を選定し	に区分し、それぞれの投資スタイルに
	ます。	応じた専門の運用チームが個別投資銘
運用方針/運用体制	※右記の投資スタイルごとの銘柄選	柄の選定、投資比率の決定等を行ない
	択、各スタイルへの配分を適宜変更す	ます。
	る運用方針/運用体制とは異なりま	また、上記の各スタイルへの資産配分
	す。	については、当ファンド専用の「投資政
		策委員会」が適宜変更します。
組入銘柄数	69 銘柄	99 銘柄
上位 10 銘柄純資産比	34.5%	37.3%
超過リターン	5年 / 10年	5年 / 10年
(年率)	1.84% / $1.67%$	-0.03% / $0.29%$

^{※「}ノムラ・ジャパン・オープン」の運用方針、銘柄選択プロセス等の詳細は後述しております。

②適用する信託法を旧法 (信託法 (大正 11 年法律第 62 号)) から新法 (信託法 (平成 18 年法律第 108 号)) に変更

加えて、ファンド管理の効率化を図るため、「ノムラ日本株戦略ファンド」における以下の約款変更をあわせてご提案いたします。

・適用する信託法を旧法(信託法(大正 11 年法律第 62 号)) から新法(信託法(平成 18 年法律第 108 号)) に変更します。新法化により、重大な約款変更の手続き等における受益者の権利行使の手続きが合理化されます。

マザーファンドのファンド併合を除く上記①および②の約款変更は重大な約款変更にあたり、当ファンドの約款 b規定に基づき異議申立の手続きをとることといたしました。

b): 約款第 59 条

また、上記①の重大な約款変更が適用となった場合には、「ノムラ日本株戦略ファンド」において以下の約款変更をあわせて行なう予定です。なお、下記は重大な約款変更にはあたりません。

- ・運用方針の変更に伴い、ファンド名称を「野村国内株式アクティブオープン」に変更いたします。
- ・「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」に投資する一般公募ファンド (ファンド名称:ノムラ・ジャパン・オープン) と同じ信託報酬水準に引き下げ、決算日も同一日に変更することといたします。

詳細は、後述の「約款変更案の新旧対照表」をご参照ください。

なお、ご投資いただいております「ノムラ日本株戦略ファンド」は併合の対象外ですので、受益者の皆様の保有する受益権、口数、課税上の取り扱いには影響はございません。

<「ノムラ日本株戦略ファンド」における変更>

		変更後	変更前
ファン	ド名称	野村国内株式アクティブオープン	ノムラ日本株戦略ファンド
	総額	年 1.672%(税抜 1.52%)	年 2.09%(税抜 1.90%)
信託報酬	内訳	委託:0.725~0.765% 販社:0.705%	委託:0.895% 販社:0.93%
	(税抜)	受託:0.05~0.09%	受託:0.075%
決算日		2月および8月の27日	3月および9月の20日

上記のほか、主要投資対象のマザーファンドの併合に備え、主要投資対象に「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(存続ファンド)を追加し、併合後に「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」 (消滅ファンド)を削除する約款変更を予定しております。

<「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」における変更>

	変更後	変更前
適用する信託法	新法	旧法
決算日	2月27日	3月20日

上記のほか、併合に関する約款規定の追加を実施する予定です。

本約款変更適用後は「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」において、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」とほぼ同一の運用となるよう銘柄の入れ替えを順次行ないます。入替完了後、2025年8月28日付で、「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」を消滅ファンドとし、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を存続ファンドとするマザーファンドのファンド併合を実施予定です。併合によりファンド規模を拡大することで、運用効率が向上し、取引コストの低減や運用継続が容易になることなどが見込まれます。

3. ご提案理由

【運用方針の変更を提案する理由】

弊社では、お客様本位の業務運営の一層の高度化の実現に向け、「お客様の最善の利益に適う商品提供」およびそのための「プロダクトの育成、競争力強化」を目的として、「ファンド・レビュー」を 2023 年より実施しております。公募投資信託を対象として、お客様目線を採り入れた評価を行ない、プロダクトの更なる品質の向上やプロセス等の改善に取り組んでおります。

「ノムラ日本株戦略ファンド」は、わが国の株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指すファンドとして 2000 年 2 月に設定されました。設定からこれまでの運用実績はベンチマークとしている東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)を上回っておらず、パフォーマンスが低位な状況が継続しています。弊社では当ファンドについて、運用開始来、長期に亘って品質改善の取り組みを継続して参りました。運用チームの体制変更や超過収益創出に向けた運用モデル・ポートフォリオ構築プロセスの改良など幾つもの取り組みを行ないましたが今日までに十分な改善に至っておりません。

そのような中、「ファンド・レビュー・レポート 2023」ならびに「ファンド・レビュー・レポート 2024」において運用実績および商品性の 2 つの評価項目において改善すべき点が認められ、運用担当部署において従前より実施してきた品質改善の取り組みに加え、銘柄数の絞り込みや運用モデルの改良等の更に踏み込んだ形で改善に向けた取り組みを継続しております。積極的にリターンを追求することを目的に、優位なパフォーマンスが実現する確度がより高いと判断した銘柄への絞り込みに加え、3 つの投資スタイルへの配分比率を決める定量モデルの改良などを実施した結果、一定の成果を確認するに至りました。

しかしながら、「ファンド・レビュー・レポート」において改善すべきと評価された要因の一つである、3 つの投資スタイルのポートフォリオを組み合わせた結果、ポートフォリオ全体として保有する銘柄数が多くなり、リスクの取り方が不十分となる点については明確な改善が図られておりません。このように、お客様に十分な付加価値を提供出来ていない状況が依然継続していること等から、今後も早期の運用改善は難しいとの判断に至っております。

ファンドの品質改善を第一に考え、お客様に十分な付加価値をお届けするためには、ファンドの運用の基本方針を変更する抜本的な商品性の見直しを実施することが、受益者の皆様の利益に資すると考え、一連のご提案をさせていただくものです。

【変更後の運用方針として「ノムラ・ジャパン・オープン」をご提案する理由】

変更後の運用方針としてご提案する、「ノムラ・ジャパン・オープン」は、「ノムラ日本株戦略ファンド」 と同様に、日本株式の幅広い銘柄を投資対象とし、特定の運用スタイルに立脚しない運用方針で運用されております。

「ノムラ日本株戦略ファンド」は3つの投資スタイル(大中型バリュー、大中型グロース、小型ブレンド)のポートフォリオを組み合わせる運用を行ないますが、ご提案する運用戦略においては単一のポートフォリオにて運用が行なわれます。運用に際しては、企業の割安性を重視しつつも中長期的な成長性も加味して厳選された銘柄へ投資を行なうポートフォリオを構築します。

弊社としては、本約款変更を通じて運用方針を変更することが受益者の皆様の利益に資すると考えております。

【ご提案する「ノムラ・ジャパン・オープン」の運用の基本方針について】

ファンドの目的:信託財産の成長を目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

主要投資対象:わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

投資方針:

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)^{※2}をベンチマークとします。
- ※2 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) はわが国の株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。
- ・ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。 株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、 安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジ ア諸国の株式に投資を行なう場合があります。
- ・株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。 銘柄選択にあたっては、全国上場銘柄(またこれに準ずる銘柄を含みます)から競争力や経営力が 高く、中長期的に堅調な業績拡大が期待できる企業*3に着目し、主に PER (株価収益率) などの バリュエーション指標に基づき、中長期で割安と思われる銘柄に投資します。以上のプロセスを進 める過程では、運用担当者および委託会社アナリストが企業訪問等による確認を行ない、組入銘柄 の最終的な選定の参考とします。
- ※3 企業の中長期の業績拡大の評価・分析に際しては、当該企業が属する産業が成長産業の場合は 当該業界内での競争力の有無、成熟産業の企業の場合は当該業界で勝ち残ることの可能性、特 定の分野・事業領域で高い市場シェアを持っているかなどに着目します。

銘柄選択プロセスのイメージ図:



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」の運用実績のご確認方法として、以下ご案内をさせて頂きます。

・弊社 HP において、同マザーファンドに投資する公募ファンド「ノムラ・ジャパン・オープン」の基準 価額の推移や月次レポート、交付運用報告書等をご確認いただく場合

URL https://www.nomura-am.co.jp/fund/funddetail.php?fundcd=140175 二次元コード



・弊社サポートダイヤルまでお問い合わせいただく場合

野村アセットマネジメント株式会社(電話受付時間:営業日の午前9時~午後5時) サポートダイヤル 0120-933002

4. 異議申立の手続きの流れ

(1)手続きおよび日程について

① 公告日(電子公告*)

2025年2月25日(火)

② 異議申立期間

2025年2月25日(火)~3月26日(水)まで

③ 当ファンドおよびマザーファンドの約款変更予定

2025年6月19日(木)

日(適用開始予定日) (運用方針の変更、新法化、ファンド名称の変更、

信託報酬の変更、決算日の変更、存続ファンド追加)

④ マザーファンドの併合日

2025年8月28日(木)

⑤ 当ファンドの約款変更予定日(適用開始予定日)

2025年8月28日(木)

(消滅ファンド削除)

*当ファンドおよびマザーファンドの公告は電子公告の方法により、次のアドレス(弊社ホームページ上)に 2025 年 2 月 25 日(火) に掲載しております。

https://www.nomura-am.co.jp/

本約款変更に対してご異議を申し立てることのできる受益者の方は、2025年2月25日(火)現在の当ファンドの受益者です。

該当する受益者の方は、本約款変更に対して書面をもってご異議のお申し立てができます。なお、約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

 $\frac{2025 \pm 2 \cdot 1}{25 \pm 2}$ 年 2 月 25 日 (火) 以降のお申込みにより取得された受益権および $\frac{2025 \pm 2 \cdot 1}{2025 \pm 2}$ 目 (金) 以前のお申込みにより換金 (解約) された受益権については、本約款変更にご異議を申し立てることはできません。

(2) 異議申立の結果

(i) 当ファンドまたは他ファンドのそれぞれの約款変更に対して、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合

当ファンドおよびマザーファンドの約款変更の届出を行ない、2025年6月19日(木)に約款変更いたします。

(ii) 当ファンドまたは他ファンドのそれぞれ、またはいずれかの約款変更に対して、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合

当ファンドおよびマザーファンドはいずれも、約款変更を行ないません。 この場合、約款変更を行なわない旨を、上記異議申立期間終了後に公告し、当ファンドの受益者 の方に遅滞なく書面にてお知らせいたします。

(3) 異議申立の手続きについて

本約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、**郵便はがき等の書面に**以下の内容をご記入の上、次の野村アセットマネジメント株式会社の窓口宛に、郵送にてお送りください。 (2025年3月26日(水)必着)

(i)宛先

〒115-8799 日本郵便株式会社 赤羽郵便局 私書箱 46号

株式会社だいこう証券ビジネス

「野村アセットマネジメント株式会社 「ノムラ日本株戦略ファンド/マザーファンド」の約款変更に関する取扱い窓口」

(ii)ご記入いただく内容

- ①住所
- ②氏名(署名、捺印)(法人の受益者は、法人名と代表者名(署名、捺印)のご記入をお願いします。)
- ③電話番号(日中連絡先)
- 4)ファンド名
- ⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号*
- ⑥約款変更を行なうことについて反対する旨
- *当ファンドに関し、複数口座をお持ちの場合には、異議申立をなさるすべての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。
- (注1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立を受け付けできなくなる場合がありますのでご留意ください。
- (注 2) 手続きに際して、弊社は取得した受益者の個人情報を取扱販売会社と共有する場合があることをご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、取得した受益者の個人情報は、当書面に記載された手続き以外の目的には利用いたしません。

(ご参考) 異議申立をされた受益者の申立後の手続きについて

異議申立をされた受益者の方は、取扱販売会社において、通常通り、換金(解約)のお申込みを行なうことができます。

なお、本約款変更が決定した場合には、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、受益権の買取りを請求することもできますが、換金(解約)のお申込みを行なえば、買取請求は不要です。

<通常の換金(解約)と買取請求の違い(概要)>

· VIII 11 12 17/ 377 (111)		
	通常の換金(解約)請求	買取請求
必要書類 (個人の場合)	通常のお取引と同様	受託会社所定の買取請求必要書類に加えてマイ ナンバーおよび本人確認書類
適用価額	申込日の基準価額から信託財産留保額 を控除した価額	原則、申込日の <u>翌営業日</u> の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

	1	
		※買取口数×適用価額=買取代金となります。
課税関係 (個人の場合)	換金価額と取得価額の差益に対して、20.315%(所得税 15%・復興特別所得税 0.315%・地方税 5%)が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)で受益権を保有されている場合、申告不要制度が適用されます。	買取価額と取得価額の差益に対して、20.315% (所得税 15%・復興特別所得税 0.315%・地方 税 5%) が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、 原則として確定申告が必要となります。 なお、受託会社による買取りのため、源泉徴収選 択口座(特定口座)での取り扱い対象にはなりま せん。 現在、源泉徴収選択口座(特定口座)で受益権を
		保有されている場合も、お客様ご自身での納税 手続きが必要となりますので、ご留意ください。
代金の支払日	申込日を含めて <u>4 営業日目</u> 以降	申込日を含めて <u>5営業日目</u> 以降 ※諸般の手続が必要となるため、通常の換金(解 約)請求よりも大幅に日数を要する場合があ ります。
返却代金 について	換金(解約)の代金が支払われます。	買取代金から買取計算書の <u>郵送料および振込手</u> 数料が差し引かれます。

- *詳細は異議申立をされた受益者の方に対して送付する「買取請求のご案内」をご覧ください。
- *上記は2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<買取請求のお手続き>

- ① 買取請求期間は、2025年4月9日(水)から2025年4月28日(月)まで(受託会社受理分)
- ② 弊社より異議申立をされた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ (買取請求を行なう場合)取扱販売会社へ買取請求必要書類を請求
- ④ 取扱販売会社に買取請求必要書類を提出
- ⑤ 受託会社において買取請求必要書類の受理および信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座等への買取代金(買取計算書の郵送料および振込手数料*差引後)のお 支払い
 - *買取計算書の郵送料および振込手数料は買取請求を行なった受益者のご負担となります。
- (注) 買取請求手続きにあたっては、受託会社宛にマイナンバーおよび本人確認書類をご提出いただく必要があります。
- ・ 買取りの価額は、公正な価額となります。本件においては、原則として上記⑤の受託会社が買取請求必要書類を受理した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
- ・ 上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、通常の換金(解約)請求よりも日数を要します。
- ・ 買取請求を行なった受益権については、換金(解約)のお申込みを行なうことはできなくなります のでご留意ください。

<当ファンドおよびマザーファンドの約款変更等に関するお問い合わせ先> 野村アセットマネジメント株式会社(電話受付時間:営業日の午前9時~午後5時) サポートダイヤル 0120-933002

以上

投資信託約款変更案の新旧対照表

- 1. ノムラ日本株戦略ファンド
- ・運用方針の変更、新法化、ファンド名称の変更、信託報酬の変更、決算日の変更、存続ファンド追加

(変更後)

(変更前)

<ファンド名>

野村国内株式アクティブオープン

運用の基本方針

<略>

1. 基本方針

この投資信託は、<u>信託財産の成長を目標に</u>積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

野村国内株式アクティブオープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンドマザーファンド受益証券 よびノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接 投資する場合があります。

<以下、略>

- (2) 投資態度
- ① 運用については、ボトムアップ・アプローチを ベースとしたアクティブ運用を行ないます。

- ② わが国の株式への投資にあたっては、上場株式 および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベー スに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘 案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とし ます。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行な う場合があります。
- ③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- ④ <略>
- (3) 投資制限

<ファンド名> ノムラ日本株戦略ファンド

運用の基本方針

<同左>

1. 基本方針

この投資信託は、<u>わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的にわが国株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、</u>積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の株式およびノムラ日本株戦略ファンドと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンドマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 <以下、同左>

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。また、各スタイル運用チームへの資産配分については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。
- ② 株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向等を勘案して、運用総責任者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

<新設>

- ③ <同左>
- (3) 投資制限

①~⑧ <略>

<削除>

⑨~⑩ <略>

3. 収益分配方針

<略>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 <略>

② この信託は、<u>信託法(平成18年法律第108号)</u> (以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンドマザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもって各マザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

1. ~5. <略>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

6. コマーシャル・ペーパー

- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書 で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有 するもの
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券 (外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。) <削除>

<削除>

9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

<削除>

- ①~⑧ <同左>
- ⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以内とします。

10~11 <同左>

3. 収益分配方針

<同左>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 <同左>

② この信託は、信託財産に属する財産についての 対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年 法律第 62 号)(以下特段の記載があるものを除き 「信託法」といいます。) の適用を受けます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンドマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

- 1. ~5. <同左>
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券 (金融商品取引法 第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資 証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定める ものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品 取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいま す。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出 資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第 1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の 新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株 予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資 証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定め るものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20

- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受 益証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

<削除>

なお、第1号の証券または証書<u>および第7号</u>の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から<u>第5</u>号までの証券および<u>第7号</u>の証券のうち第2号から<u>第5号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② <略>

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

<削除>

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第33条において同じ。)、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者に

号で定めるものをいいます。)

- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受 益証券に表示されるべきもの
- 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- <u>21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16</u> 号で定めるものをい<u>います。)</u>

なお、第 1 号の証券または証書<u>、第 12 号ならびに</u> 第 16 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から<u>第 6 号</u>までの証券および<u>第 12 号ならびに第 16 号</u>の証券<u>または証書</u>のうち第 2 号から<u>第 6 号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② <同左>
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属すると投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第33条において同じ。)、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前条に掲げる有価証券等への投資等ならびに第24条、第25条、第26条、第28条、第31条および第40条に掲げる取引その他

おける他の信託財産との間で、前条に掲げる<u>資産</u>への投資等ならびに第24条、第28条、第31条および第40条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第28条、第31条および第40条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と<u>各</u>マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と<u>各</u>マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 〈略〉

- 1. ~3. <略>
- ② <略>

これらに類する行為を行なうことができます。

<新設>

<新設>

<新設>

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額にマザーファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 <同左>

- 1. ~3. <同左>
- ② <同左>

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額に各マザーファンドの信託財産に属する各マザーファンドの信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. ~3. <略>

③ <略>

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 〈略〉

- ② <略>
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤~⑥ <略>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合 計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超 えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において<u>各マザーファンドの信託財産に属</u>する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付 社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした 額とは、信託財産に属する<u>各</u>マザーファンド<u>受益証</u> 券の時価総額に<u>各</u>マザーファンドの信託財産純資産 総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株 予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額<u>の合</u> 計額をいいます。

(外貨建資産への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産 の時価総額と<u>各</u>マザーファンドの信託財産に属する 外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. ~3. <同左>

③ <同左>

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 〈同左〉

- ② <同左>
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤~⑥ <同左>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転 換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計 額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超え ることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産 の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外 貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信

(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時 価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に 占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額 の合計額をいいます。)との合計額が、信託財産の純 資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の 指図をしません。ただし、有価証券の値上り等によ り 100 分の 30 を超えることとなった場合には、す みやかにこれを調整します。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産 と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産 のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に 属する<u>各</u>マザーファンド<u>受益証券</u>の時価総額に<u>各</u>マ ザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建 資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をい います。)との合計額について、当該外貨建資産の為 替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図する ことができます。

② <略>

(信託業務の委託等)

第 33 条 <略>

- 1. ~4. <略>
- ② <略>
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲 げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託すること ができるものとします。
- 1. ~4. 〈略〉

第 34 条 (削除)

(信託の計算期間)

第43条 この信託の当初の計算期間は、毎年3月 21 日から 9月 20 日までおよび 9月 21 日から翌年 3月20日までとすることを原則とします。ただし、 第1計算期間は平成12年2月2日から平成12年9 月 20 日までとします。 また、2025 年 3 月 21 日に 開始する計算期間は2025年8月27日に終了するも のとし、それ以降の計算期間は、毎年2月28日か ら8月27日までおよび8月28日から翌年2月27 日までとすることを原則とします。

② <略>

(信託財産に関する報告等)

第 44 条 〈略〉

- ② <略>
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより 受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告 は行なわ<u>ないこととします。</u>
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項 に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことの できない情報その他の信託に関する重要な情報およ び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない 情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧ま

託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザー ファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産 の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との 合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を 超えることとなる投資の指図をしません。ただし、 有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えるこ ととなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産 とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の うち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属 するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの 信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額 の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額につ いて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為 替の売買の予約を指図することができます。

② <同左>

(信託業務の委託等)

第 33 条 <同左>

- 1. ~4. <同左>
- ② <同左>
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲 げる業務(裁量性のないものに限ります。) を、受 託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害 関係人を含みます。) に委託することができるものと します。
- 1. ~4. <同左>

<u>(有価証券の保管)</u> 第 34 条 <u>受託者は、信託財産に属する有価証券を</u> 法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させ ることができます。

(信託の計算期間)

第43条 この信託の計算期間は、毎年3月21日か ら 9 月 20 日までおよび 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第1計 算期間は平成 12年2月2日から平成12年9月20 目までとします。

② <同左>

(信託財産に関する報告)

第 44 条 〈同左〉

- ② <同左>
- <新設>

<新設>

たは謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、 第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財 産の純資産総額に年 10,000 分の <u>152</u>の率を乗じて 得た額とします。

②~③ <略>

(信託契約の解約)

第54条 <略>

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

<削除>

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 56 条 〈略〉

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託 契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59 条<u>の書面決議が否決となる</u>場合を除き、当該投資信 託委託会社と受託者との間において存続します。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に<u>違反して信託財産に著しい損害を与えたこと</u>その他重要な事由が<u>ある</u>ときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を<u>申立てる</u>ことができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解

(信託報酬等の総額)

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、 第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財 産の純資産総額に年10,000分の190の率を乗じて 得た額とします。

②~③ <同左>

(信託契約の解約)

第54条 <同左>

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ <u>委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</u>
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態 に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合 であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにそ の公告および書面の交付を行うことが困難な場合に は適用しません。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 56 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託 契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59 条<u>第4項の規定に該当する</u>場合を除き、当該投資信 託委託会社と受託者との間において存続します。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に<u>背いた場合、</u>その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を<u>請求する</u>ことができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 59

任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、 新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはで きないものとします。

② <略>

(信託約款の変更等)

第 59 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ <u>書面決議の効力は、この信託のすべての受益者</u> に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な 約款の変更等について提案をした場合において、当 該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者 が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第59条の2 この信託は、受益者が第53条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委

条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② <同左>

(信託約款の変更)

第 59 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が 重大なものについて、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項 を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受 益者に対して交付します。ただし、この信託約款に 係るすべての受益者に対して書面を交付したとき は、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ <u>委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</u>

<新設>

<新設>

(反対者の買取請求権)

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合にお

託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該 請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者 に一部解約金として支払われることとなる委託者指 図型投資信託に該当するため、第 54 条に規定する 信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の 変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法 人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者 による受益権の買取請求の規定の適用を受けませ ん。

<削除>

いて、第 54 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 54 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。

<新設>

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 59 条の 2 の 2 この信託の受益者は、委託者また は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行 なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

・消滅ファンド削除

(変更後)

運用の基本方針

<略>

1. 基本方針

<略>

2. 運用方法

(1) 投資対象

野村国内株式アクティブオープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

<以下、略>

(2)~(3) <略>

3. 収益分配方針

<略>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

(変更前)

運用の基本方針

<同左>

1. 基本方針

<同左>

2. 運用方法

(1) 投資対象

野村国内株式アクティブオープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託である<u>ノムラ日本株戦略ファンドマザーファンド受益証券および</u>ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

<以下、同左>

(2)~(3) <同左>

3. 収益分配方針

<同左>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 20 条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である J ムラ日本株戦略ファンド マザーファンドおよび J ムラ・ジャパン・オープン マザーファンド (以下「 Δ マザーファンド」といいます。)の 受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもって Δ マザーファンドの受益証券へ投

- 1. ~13. <略>
- ② <略>
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとした額とは、信託財産に属するマザーファンドの信託財産に属とと受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産に当該新株引受権証券および新株予約権証券による当該新株引受権証券および新株予約権証券とはにマザーファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 〈略〉

1. ~3. 〈略〉

② <略>

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額に可してアンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合

資することを指図します。

- 1. ~13. <同左>
- ② <同左>
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいい、各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 <同左>

- 1. ~3. <同左>
- ② <同左>
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいい

計額の範囲内とします。

- $2. \sim 3. < 略 >$
- ③ <略>

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 〈略〉

- ② <略>
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、要託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤~⑥ <略>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転 換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計 額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超え ることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産

ます。)との合計額の範囲内とします。

- 2. ~3. <同左>
- ③ <同左>

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 〈同左〉

- ② <同左>
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において<u>各</u>マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、<u>各</u>マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に<u>各</u>マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する<u>各</u>マザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額<u>の合計額</u>をいいます。
- ⑤~⑥ <同左>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合 計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超 えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(外貨建資産への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産

とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の うち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属 するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーフ ァンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合 計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、 外国為替の売買の予約を指図することができます。

② <略>

と<u>各</u>マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する<u>各</u>マザーファンド受益証券の時価総額に<u>各</u>マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額<u>の合計額</u>をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② <同左>

2. ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド

(変更後)

運用の基本方針

<略>

1. 基本方針

この投資信託は、<u>信託財産の成長を目標に</u>積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

- (1) 投資対象
 - <略>
- (2) 投資態度
- ① <u>運用については、ボトムアップ・アプローチを</u>ベースとしたアクティブ運用を行ないます。

- ② わが国の株式への投資にあたっては、上場株式 および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベー スに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘 案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とし ます。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行な う場合があります。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持する ことを基本とします。非株式割合(株式以外の資産 への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。ただし、市場動向等に より弾力的に変更を行なう場合があります。
- ④ <略>
- (3) 投資制限
- ①~⑧ <略>

(変更前)

運用の基本方針

<同左>

1. 基本方針

この投資信託は、<u>わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的にわが国株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、</u>積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

- (1) 投資対象 <同左>
- (2) 投資態度
- ① 株式への投資にあたっては、投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。また、各スタイル運用チームへの資産配分については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。
- ② 株式の組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向等を勘案して、運用総責任者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

<新設>

- ③ <同左>
- (3) 投資制限
- ①~⑧ <同左>

<削除>

⑨~⑩ <略>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 <略>

② この信託は、<u>信託法(平成 18 年法律第 108</u> 号)(以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。

(併合による信託)

第2条の2 信託の併合(第49条第1項に規定するこの信託と他の信託との併合をいいます。以下、本条、第7条の2、第8条、第34条第2項、第35条第3項および第41条第1項において同じ。)に伴いこの信託が消滅する場合、併合後の信託の名称および併合を行なう日(以下「併合日」といいます。)は、別に定めます。

② 信託の併合が行なわれる場合、この信託の信託 財産は併合後の信託の信託財産に繰り入れることと します。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券 (第10条第4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権と します。以下、第5条において同じ。) の取得申込 みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号 イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に 関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関 投資家私募により行なわれます。

(受益者に対する受益権の交付)

第7条の2 信託の併合が行なわれる場合、この信託の受益者に対しては、その受益者に帰属していたこの信託の受益権口数に対応する第8条に定める信託財産の純資産総額で取得可能な併合後の信託の受益権口数を交付します。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権の上数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。また、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、追加信託が行なわれる日までに信託の併合が行なわれる場合は、

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資 産総額の5%以内とします。

⑩~⑪ <同左>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 <同左>

② この信託は、信託財産に属する財産についての 対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年 法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き 「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<新設>

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの 勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに 掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関す る法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資 家私募により行なわれます。

<新設>

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

<u>併合後の信託の追加信託が行なわれたものとしま</u>す。

(受益証券の発行および種類<u>ならびに受益証券不所</u> 持の申出)

第10条 <略>

②~③ <略>

- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者 に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券 の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅 滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行し ない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券 は、第6項の規定による記載又は記録をした時にお いて、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第13条 <略>

1. ~5. <略>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の 新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証 券(外国または外国の者が発行する証券または証書 で、かかる性質を有するものを含みます。以下同 じ。)

<削除>

<削除>

(受益証券の発行および種類)

第 10 条 <同左> ②~③ <同左>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 13 条 <同左>

- 1. ~5. <同左>
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引 法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。) 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出 資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定 めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商 品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先 出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条 第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の 新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証 書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益 証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定め るものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2条第1項第18号で定めるものをいいます。) <削除>
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

<削除>

なお、第1号の証券または証書<u>および第7号</u>の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から<u>第5号</u>までの証券および<u>第7号</u>の証券のうち第2号から<u>第5号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②~③ <略> <削除>

(利害関係人等との取引等)

第13条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生 じることがないものであり、かつ信託業法、投資 信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令 に反しない場合には、委託者の指図により、信託 財産と、受託者(第三者との間において信託財産 のためにする取引その他の行為であって、受託者 が当該第三者の代理人となって行なうものを含み ます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信 託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準 用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利 害関係人をいいます。以下本項、次項および第26 条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業 務の委託先およびその利害関係人または受託者に おける他の信託財産との間で、前2条に掲げる資 <u>産への投資等ならびに第17条、第21条および第</u> 24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行 なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2

- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20 号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- <u>20.</u>指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)
- なお、第 1 号の証券または証書<u>第 12 号ならびに</u> 第 16 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②~③ <同左>
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

<新設>

条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、<u>信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。</u>

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業 務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有 財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体 制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための 体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、そ の利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分および その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係 る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 27 条 (削除)

(受託者による資金立替え)

第 34 条 〈略〉

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日または信託の併合に伴いこの信託が消滅するときまでにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ <略>

(信託の計算期間)

第 35 条 〈略〉

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、<u>信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。</u>

<新設>

<新設>

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券 を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管 させることができます。

(受託者による資金立替え)

第 34 条 〈同左〉

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ <同左>

(信託の計算期間)

第 35 条 <同左>

- ② < 略>
- ③ 前項ただし書きにかかわらず、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、最終計算期間の終了 日は、併合日の前日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 36 条 <略>

- ② <略>
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、 受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告 は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと のできない情報その他の信託に関する重要な情報お よび当該受益者以外の者の利益を害するおそれのな い情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧 または謄写の請求をすることはできないものとしま す。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。また、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、一部解約の請求から当該一部解約を行なう日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の一部解約が行なわれたものとして第2項の規定を適用します。なお、併合を行なうにあたって必要と認めるときは受益者の信託の一部解約の請求を受け付けません。

② <略>

(信託契約の解約)

第 42 条 <略>

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないま す。この場合において、あらかじめ、書面決議の日 ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係 る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの 事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契 約の解約について提案をした場合において、当該提

② <同左>

<新設>

(信託財産に関する報告)

第 36 条 <同左>

- ② <同左>
- <新設>

<新設>

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合に は、信託の一部を解約します。

② <同左>

(信託契約の解約)

第 42 条 <同左>

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、<u>前2項</u>の事項について、<u>あらかじ</u>め、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ <u>委託者は、この信託契約の解約をしないことと</u> したときは、解約しない旨およびその理由を公告

案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

<削除>

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 46 条 〈略〉

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託 契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投 資信託委託会社と受託者との間において存続しま す。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② <略>

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっ てはその変更の内容が重大なものに該当する場合に 限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益 に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、 以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいま す。) について、書面決議を行ないます。 において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大 な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を 定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約 款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ れらの事項を記載した書面決議の通知を発します。 ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およ びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する ときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除 きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数 に応じて、議決権を有し、これを行使することがで きます。なお、知れている受益者が議決権を行使し し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られた る受益者に対して交付します。ただし、すべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定 に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用し ません。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 46 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託 契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投 資信託委託会社と受託者との間において存続しま す。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に<u>背いた場合、</u>その他重要な事由が<u>生じた</u>ときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を<u>請求する</u>ことができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② <同左>

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ <u>書面決議の効力は、この信託のすべての受益者</u>に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な 約款の変更等について提案をした場合において、当 該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者 が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第50条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(付表)

<u>1. 約款第2条の2に定める「併合後の信託の名</u> <u>称」は次の通りとします。</u>

併合後の信託の名称 親投資信託 ノムラ・ジャ パン・オープン マザーファンド

2. 約款第2条の2および第35条第3項に定める 「併合日」は次の通りとします。

併合日 2025年8月28日

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<新設>

<新設>

(反対者の買取請求権)

第50条 第42条に規定する信託契約の解約また は前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間 内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者 に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもっ て買取るべき旨を請求することができます。この買 取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項 は、第42条第3項または前条第2項に規定する公 告または書面に付記します。

(付表)

<新設>

以上

(ご参考)

異議申立の手続きで受益者の方にお願いしたいこと

